

非強制徴収公債権と私債権を一元管理 全国初のシステム構築へ (船橋市)

千葉県船橋市は、2015年2月稼働に向け、全国初の非強制徴収公債権および私債権の一元管理システムを構築します。

08年度から市税および強制徴収公債権の一元徴収を全国に先駆けて実施しました。11年度には市債権管理条例を施行し、非強制徴収公債権および私債権についても滞納債権を名寄せした上で、支払い督促、訴え、仮差押、強制執行等の法的措置に着手しています。

14年5月末現在、支払い督促申し立てを63件、訴えの提起を1件、強制執行申し立てを23件、仮差押申し立てを1件、その他債権の届け出等合わせて1億741万円の請求を行い、3222万円を回収しています。

また、一方で生活困窮によりどうしても納付が困難な滞納者等について、市債権管理条例に基づき、13年度までに2021件、1億8460万円の債権放棄も実施しています。

全国の自治体に先駆けて導入する非強制徴収公債権および私債権の一元管理システムにより、債権管理の一層の適正化および事務の効率化を

図り、公平・公正な市民負担の確保に努めていきます。

弁護士らとアドバイザー契約 債権管理等で (天理市)

奈良県天理市では、年々増加傾向にある税外債権の滞納に歯止めを掛けるべく、今年4月に滞納整理学会事務局長の三島充氏(強制徴収公債権担当)および市町村アカデミー等で講師を務める弁護士の高康暢氏(私債権担当)と、債権管理等に係るアドバイザー契約を締結しました。アドバイザーは、職員からの質問に対し、電話・メール等により回答するとともに、各債権所管課に赴いて個別具体的事案への対処方法等を検討する個別面談指導を実施することになります。

また、一般論になりがちな研修所等における研修を補完し、各債権所管課の実状に基づいた内容の研修を実施すべく、今年5月にアドバイザーによる債権管理研修を3回実施しました。

当該研修を皮切りに今回の取り組みが本格的に始動し、今後は電話等による指導と個別面談指導とを適切に組み合わせて、債権管理等についてのノウハウおよびスキルの習得を目指します。